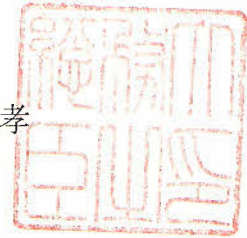


開示決定等の期限の延長について（通知）

様

総務大臣 新藤 義孝



平成25年10月22日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、以下単に「法」という）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
平成25年3月22日に決定した「地域経営型包括支援クラウドモデル構築事業開発実証」の内、佐賀県武雄市の提案、審査及び委託に関する一切の文書
- 2 延長後の期間
59日（現時点における開示決定等の期限：平成25年11月21日（木））
- 3 延長の理由
開示請求に係る第三者への意見照会及び行政文書の開示・不開示の審査に時間を要するため。

* 担当課等

総務省自治行政局地域情報政策室地域情報化係
所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
TEL : 03-5253-5111（内線5525）